


# 公 示 送 達 書

公告第4号	<p>下記の書類は、各市町村の後期高齢者医療担当課に保管してありますので、来所の上、受領してください。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。</p> <p>平成31年3月28日</p> <p>新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸</p> 
送達を受け るべき者の 住所氏名	別紙のとおり
送達する 書類名	平成30年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書
注 意 事 項	<p>上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、下記の日書類の送達があったものとみなされます。</p> <p>平成31年4月3日</p>